

菅久修一編著『独占禁止法』（2013年1月刊）に誤りがありました。

慎んでお詫び申し上げますとともに、下記のように訂正していただきたくお願い申し上げます。

——第1刷・第2刷の正誤——

●56頁3行目

【誤】 茨城県境工事事務所談合事件 → 【正】 茨城県境土地改良事務所談合事件

●200頁〔図表6-2〕

「排除型私的独占」・「共同ボイコット（等）」の両項目につき、下記業種の数値を修正

【誤】 卸売業 2% → 【正】 卸売業 1%

小売業 1% 小売業 2%

——第1刷の正誤——

●25頁〔本文〕上から10行目

「事業者Aを」の「A」を削除

●28頁〔囲み〕中の4行目

【誤】 上記のとおり → 【正】 下記のとおり

●67頁〔本文〕「(5) 8条5号」の8行目

【誤】 単独取引拒絶 → 【正】 共同取引拒絶

●91頁〔図表4-7〕の説明文1～2行目

【誤】 総販売数量の大部分（約89%）を占めており

→ 【正】 総販売数量のほとんどすべてを占めており

●100頁〔図表4-16〕の説明文4行目

【誤】 合計74% → 【正】 合計約74%

●105頁〔本文〕「5(1) 排除措置命令」の9行目

【誤】 どのような場合に違反事業者の

→ 【正】 どのような場合に、違反事業者の

●118頁〔図表5-2〕

項目名「独占禁止法」の縦列にある条項の番号すべてにつき、

【誤】 2条9号○号 → 【正】 2条9項○号 （※○には個別の号番号が入る）

●146頁〔本文〕上から11～12行目

【誤】 したがって、メーカーが → 【正】 他方で、メーカーが

●159頁〔図表5-9〕の説明文1行目

【誤】 Yから → 【正】 親会社から

●190頁〔本文〕下から5行目

【誤】 公正取引員会 → 【正】 公正取引委員会

●191頁〔本文〕「(2)ア(ア) 目的」の4行目

【誤】 公正取引員会 → 【正】 公正取引委員会

●197頁〔本文〕「イ(ア) 課徴金制度の目的」の2行目

【誤】 公正取引員会 → 【正】 公正取引委員会

- 232 頁〔本文〕上から 4 行目
【誤】 公正取引員会 → 【正】 公正取引委員会
- 258 頁〔本文〕下から 9 行目
【誤】 一時的でない → 【正】 一時的ではない
- 272 頁〔本文〕下から 8 行目
「すなわち、セーフハーバー基準は……」の「すなわち」を削除
- 273 頁〔本文〕上から 4 行目
『……通常考えられる。』の「。」を削除
- 282 頁〔本文〕下から 6 行目
「大きく下回る場合ことにより」の「場合」を削除
- 290 頁〔本文〕下から 9 行目
『……通常考えられる。』の「。」を削除

以上のほか、**編著者の略歴**（xv 頁）を下線部のとおり変更いたします。

菅久修一（すがひさ・しゅういち）＊

消費者庁審議官。1960 年生まれ、1983 年東京大学経済学部卒業、公正取引委員会事務局入局。
在ベルリン日本国総領事館領事、経済取引局調整課長、官房国際課長、審査局管理企画課長、官房総務課長等を経て、2013 年 2 月より現職。

執筆分担：第 1 章、第 9 章、第 10 章、第 11 章